

【期間】

- 令和3年4月1日から新型コロナウイルスに係る総合対策本部が解除する日まで

※ 令和3年4月1日以降は、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における山形大学の活動指針」の基本的なレベルを【1】とし、本対応の内容に沿って対面授業等を実施する予定となっておりますが、緊急事態宣言が延長された場合は、延長日まで活動指針の基本的なレベルを【2】のままとし、「新型コロナウイルス蔓延を防ぐための対応について（第16号）」が継続となります。さらに3月下旬の感染状況によっては、活動指針の基本的なレベルが変更になる可能性があります。

【教育活動】

- 感染症対策を徹底した上での面接授業とオンライン授業を併用して実施します。
ただし、感染状況により全ての授業をオンライン学習に移行することもあります。

【教職員の出勤形態】

- 職務命令権者（各キャンパス長、医学部附属病院長、各学部長等）の判断により、教職員に対して、在宅勤務を命ずることがあります。

【会議】

- 会議・打合せについては、テレビ会議等のオンライン開催により、ひとつの会議室等に密集することのないように注意してください。また、やむを得ず複数が同じ会議室等で会議・打合せを行うときはマスクを着用してください。
- 秘匿性の高い情報を扱う場合については、原則、対面会議としてください。

【出張・移動（国内）】

感染が拡大している地域との往來を慎重にしてください。

【コロナ禍における注意喚起】

- (1) 3つの密を避ける行動を心がけてください。
- (2) 感染リスクの高い場所・施設には立ち入らないでください。
- (3) 接待を伴う飲食店やカラオケ、ライブハウス等に行くことは控えてください。
- (4) 懇親会、食事会等の会食（屋外も含む。）で多数が集まるもの（5人以上）若しくは4人以下の少数でも密になるもの又は人数に関係なく長時間になるものについては控えてください。
県内外問わず普段会っていない人との会食は控えてください。
(席の配置は斜め向かいに／食事は静かに／マスクをつけて会話／換気のよい店を選ぶ／体調不良のときは参加しない)

- (5) 移動, 買い物, 娯楽・スポーツなどの日常生活においても「新しい生活様式の実践例」に倣った行動を心がけてください。
- (6) 公共交通機関を利用するときや人混みに入らなければならないとき, 食事中に会話するときには必ずマスクを着用し, 手指等の消毒に努めてください。
- (7) 各自の行動履歴を記録してください。
- (8) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)のインストール・活用をお願いします。

【各自の対応／連絡先・相談窓口】

- 自身の体調を管理(毎日体温を測る等)し, 行動履歴を記録してください。
- 以下のいずれかに該当する場合は, 主として勤務しているキャンパス等の連絡先に連絡してください。
 - ①PCR 検査を受けた者
 - ②濃厚接触者となった者(疑いがある場合も含む)
 - ③同居家族がコロナウイルス陽性となった者

【連絡先】

○小白川キャンパス

(勤務時間中)小白川キャンパス事務部総務課総務担当 (電話)023-628-4744

(勤務時間外)保健管理センター (メール)nsroom@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

○飯田キャンパス 各自所属部署の上司等へ報告(飯田キャンパス・附属病院内の通知に基づき対応)

○米沢キャンパス 学生・教職員コロナウイルス対策専用アドレス taisaku@yz.yamagata-u.ac.jp

○鶴岡キャンパス 鶴岡キャンパス事務部総務課総務担当 (メール)nosyomu@jm.kj.yamagata-u.ac.jp
(電話)0235-28-2805

○法人本部 総務部総務課法規担当 (メール)somkiki@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

※令和3年4月以降の担当は総務部総務課危機管理室となります。

【相談窓口】

○山形大学保健管理センター (メール)nsroom@jm.kj.yamagata-u.ac.jp (電話)023-628-4154

○山形県「受診相談コールセンター」(電話)0120-88-0006(フリーダイヤル)